

船舶事故等調査報告書

平成23年1月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第141号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年8月18日（水） 10時15分ごろ	
発生場所	広島県大崎上島町 契 ^{ちぎり} 島北方沖 竹原港竹原外港防波堤灯台から真方位205° 1.5海里付近 (概位 北緯34° 18.3′ 東経132° 54.1′)	
事故等調査の経過	平成22年8月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A モーターボート ^{ひで} 秀丸、（登録長7.87m） 260-21036広島、個人所有 B 水上オートバイ ジュピター、0.2トン 273-11681広島、個人所有	
乗組員に関する情報	A 船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士	
死傷者等	船長B 右下腿裂傷	
損傷	A 船首部に擦過傷 B 右舷中央部外板剥離及び擦過傷	
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗船して北進中、B船は、船長Bが1人で乗船し、家族が操縦する東進中のモーターボート（以下「C船」という。）の周囲を旋回中、平成22年8月18日10時15分ごろ、契島北方沖においてA船とB船が衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風力 1、風向 南東、視界 良好 海象：波高 ほとんど無し	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、契島北方沖を北進中、東進中のC船を右転して避航する際、船長Aが、C船を避けることに意識を集中し、B船に対する見張りを行っていなかったことから、B船と衝突した可能性があると考えられる。 B船は、契島北方沖において、東進中のC船の周囲を旋回中、船長Bが、C船の航走波を乗り越えることに意識を集中し、A船に対する見張りを行っていなかったことから、A船と衝突した可能性があると考えられる。
原因	本事故は、契島北方沖において、A船が北進中、B船が東進中のC船の周囲を旋回中、両船が見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	

